

厚生労働大臣 小宮山 洋子 様
厚生労働省医政局長 大谷 泰夫 様

2012年6月7日
全国保険医団体連合会
会長 住江 憲勇

有床診療所の役割を強化するため、有床診療所の療養病床の新規届出に関する要望

前略 国民医療確保に対するご尽力に敬意を表します。

さて、2012年4月診療報酬改定において、有床診療所については、有床診療所入院基本料と有床診療所療養病床入院基本料の相互算定が可能となりました。

しかし、病床過剰地域において有床診療所の療養病床の開設は、「平成10年3月31日に現存する診療所の病床を転換する場合」に限られており、このため、せつかくの扱いが十分に機能できない状況にあります。

有床診療所は、一般病床と療養病床のケアミックスであり、病院における一般病床、療養病床の概念とは異なるものです。

保団連は、従来から有床診療所の地域病床数への算定については、病院とは別とし、地域医療計画に反映させるが、病床規制は行わないことを求めてきました。

こうしたことから、有床診療所の療養病床について、次の取扱いとするよう求めます。

記

一．病床過剰地域においても有床診療所の療養病床の新規開設を認めること。